

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 思川橋耐震補強工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書25-8-6支払 (1)落橋防止構造 (2)段差防止構造M (3)横変位拘束構造MA～C (4)横変位拘束構造MD、E 特記仕様書25-15鋼製ブラケット	特記仕様書25-8-6支払には、「なお、アンカーの材料費に関しては〇〇の単価項目に計上するものとする」とあります。しかしまた、特記仕様書25-15鋼製ブラケットの「区分内容」には、「4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防せい・輸送。5) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定」と記載があります。(図面・総括表等の数量より推察すると、アンカーボルトの製作関係費は、「鋼製ブラケット」に計上し、また、アンカーボルトの挿入・固定などの施工費は、例えば「落橋防止構造 アンカー工」等に計上するのではないのでしょうか。) アンカーの材料、および、施工費は、それぞれはどの項目に計上するかについてご教示下さい。	①落橋防止構造、横変位拘束構造、水平力分担構造、段差防止構造を設置するために必要な鋼製ブラケットのアンカーボルトの材料費について、特記仕様書の作業内容に記載のとおり、「鋼製ブラケット設置」で計上しています。 ②横変位拘束構造、水平力分担構造、段差防止構造本体のアンカーボルトの材料費について、鋼製ブラケットで計上しません。 ③アンカー工は、削孔、孔の清掃、樹脂定着、コンクリート殻の処分であり、アンカーの材料費、挿入、固定はアンカー工で計上しません。 特記仕様書の各項目の作業内容に記載のとおりですので、ご確認ください。
2	特記仕様書25-8落橋防止構造、横変位拘束構造M 特記仕様書25-13桁衝突防止構造 特記仕様書25-14水平力分担構造 特記仕様書25-15鋼製ブラケット 特記仕様書25-16仮受ブラケット	芯出し調整工の単価算出について、 ①NE XCO積算基準書による積上げ(1組当たりの単価) ②橋梁架設工事の積算による積上げ(1m2当りの単価) のどちらをお考えでしょうか。どちらも該当しない場合は単価の算出方法をご教示願います。	②の適用を想定しています。
3	質問に対する回答書20 (令和4年11月24日) 質問書No.8 質問書No.10	鋼製ブラケット、仮受ブラケットの取付費は「橋梁架設工事の積算」の適用を想定しています。と回答がありましたが、「橋梁架設工事の積算」にはブラケット単部材質量が、2,000kg以下までの歩掛しか掲載されていません。ブラケットの単部材質量が2,000kgを超える場合の歩掛の出典元をご教示下さい。	歩掛が適用できないブラケット(重量2,000kg)超については、「橋梁補修の解説と積算」の「部材取付工」の適用を想定しています。
4	設計図 思川橋 45/255 思川橋(上り線) P1橋脚 仮設ブラケット図(その3)	座金 PL-φ92はスクラップでしょうか。残置でしょうか。ご教示下さい。	座金PL-φ92はスクラップにて計上します。